

第2回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会

議事録

日時

令和2年9月30日（水）16時30分から18時50分まで

場所

市役所3階 全員協議会室

委員

○出席者

村上 正浩委員（委員長）	【学識経験者】
村山 公一委員（副委員長）	【学識経験者】
荒島 久人委員	【市内の各種団体構成員】
梅本 富士子委員	【市内の各種団体構成員】
海老沢 義昭委員	【市内の各種団体構成員】
齋藤 正人委員	【市内の各種団体構成員】
菅谷 輝美委員	【市内の各種団体構成員】
薬師 信子委員	【市内の各種団体構成員】
山下 雅章委員	【市内の各種団体構成員】
赤本 啓護委員	【市民】
市川 徹委員	【市民】
伊藤 純一委員	【市民】
栗林 弘委員	【市民】

○欠席者

なし

第1. 開会

委員長より開会挨拶

傍聴者1名が入場

第2. 議事

1 第1回改定検討委員会の議事録について

事務局	「第1回東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会議事録(案)」をご覧ください。ご意見をいただいて修正した箇所を、一番最後に付けている別紙新旧対照表に載せてございます。 こちらで問題なければ、後日、会議資料、各資料に対する事務局の説明内容とともにホームページにアップいたします。
委員長	ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見等がありますか。特に無いようでしたら、この議事録から「(案)」を取っていただいて、確定版といたします。

2 改定の流れについて

事務局	<p>[資料1の説明]</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。本日検討していただくことの説明と、都市計画マスタープラン改定の全体の流れを改めて説明いたします。左から「現行の都市計画マスタープランの構成」、基礎調査等を踏まえた「改定の視点」、見直しにあたっての「調査・検討作業」と、「市民参加等」の市民意見の反映方法、「本委員会での検討事項」について整理しています。</p> <p>一番左、「現行の都市計画マスタープランの構成」は、「序章 都市計画マスタープランの位置づけとまちの概要」、「第1章 まちづくりの目標」、「第2章 まちづくりの基本方針」、「第3章 地域別まちづくりの方針」、「第4章 まちづくりを進めるために」の構成となっており、これをもとに見直し・検討作業を行っていきます。</p> <p>次の「改定の視点」は、現行の都市計画マスタープランをもとに、第1回改定検討委員会でお示した「基礎的データ分析」や「最近の社会潮流」、「各種アンケート調査結果」等を踏まえ、見直しの検討を行っていきます。ここでは、各項目における見直しの視点と活用する調査・分析資料を示しています。</p> <p>その次に、「調査・検討作業」と「市民参加等」は、調査・検討にあたっては、第1回でお示した各種資料や本委員会でのご意見を踏まえ、大きく、「理念・目標・全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の3</p>
-----	---

	<p>つに分けて検討を進めます。各調査結果は、各検討段階に反映し、「理念・目標・全体構想」においては、まちづくりの課題の整理、目標の検討、都市の骨格構造の検討、分野別方針の検討、「地域別構想」については、地域別の課題の整理、方針の検討に活用します。</p> <p>また、市民等のアンケート調査結果は、「まちづくりの課題の整理」のほか、全体構想や地域別構想において反映するとともに、「地域別の課題の整理」にあたっては、「地域別懇談会」によって地域住民の生の声を反映することとします。</p> <p>最後にこれらの調査・検討作業を踏まえ、本委員会で検討していただきたい事項を右側「改定検討委員会での検討事項（案）」にまとめています。</p> <p>第1回では、各種調査結果の報告と課題についてご意見をいただきました。今回の第2回では、まちめぐりも踏まえたまちづくりの課題についてご意見をいただくとともに、地域別構想にあたっての地域区分と、地域別懇談会の開催方法について検討していただきます。第3回では主に全体構想、第4回・第5回では主に地域別構想、第6回では主に実現化方策について検討していただき、第7回・第8回で都市計画マスタープランとしてとりまとめていく予定です。</p> <p>なお、前回の資料でお示しした改定スケジュールでは、「8月に都市計画審議会へ改定状況の報告を行う」としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ中止とし、11月開催予定の都市計画審議会で行うこととしました。</p> <p>「資料1 都市計画マスタープラン改定の流れについて」の説明は、以上となります。</p>
委員長	<p>全体の流れはご理解いただけましたでしょうか。本会の前にお時間をいただき、まちを見て歩いたのも、現場を見たうえで検討したいことがあります。このようにスケジュールを組ませていただきました。第3回目以降、徐々に骨格の話、全体構想の話に入っていきますが、いずれも今日の議論がベースになると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>前回は第1回目で、ほとんど議論ができていなかったと思います。前回の資料をみると、改定スケジュール予定として「課題の整理」、「現行マスタープランの進捗状況、整理、検証」は「令和元年の1月から3月までで終わっている」と書かれています。「課題の整理、検討」も7月までに終わっているように見えます。この結果についての資料等はあるのでしょうか。10年前に作成したマスタープランとどのように絡ん</p>

	でいるかお教え願いたいです。
事務局	昨年の調査結果の報告書の中でまとまっています。今後の検討過程の中で、資料としてお渡ししていきたいと思っています。
委員	今日から「課題の整理」に入りますが、時間が限られているので先に資料があるとよいと感じました。効率的に行った方がよいのではないのでしょうか。
事務局	今回資料をお出しできず申し訳ありません。次回以降、整理してお出しできればと考えております。
委員	改定検討委員会は8回で終わることになっていますが、10年前のマスタープランの資料を見ると検討委員会だけで十何回、そのほかに作業部会も行っています。本当に8回でできるのでしょうか。
事務局	前回の回数が多いのはテーマ別に検討を行っていたことなどがあると思います。今回の8回という設定は目安・計画であり、必要に応じて調整していきたいと考えております。
委員長	もし8回で終わりそうでなければ、改めて皆様にスケジュールを提示させていただきと考えています。

3 まちづくりの課題の整理について

事務局	<p>[資料2の説明]</p> <p>それでは、資料2について説明します。資料2は、都市マスに関する課題をまとめた資料で、前回の第1回でご説明した「現況」「市民意向」「社会情勢など」をもとに抽出された「課題」を分野別に整理しており、土地利用、交通、水と緑、住環境、活力、安全・安心の6つの分野で構成しております。</p> <p>資料内の赤字で記載した部分は、前回、委員の皆様にご意見を踏まえ、加筆・修正をした部分です。オレンジで塗られている部分は、事務局が検討整理をする中で、加筆・修正をした部分です。時間の都合上、これらの色が付いた、前回資料から変更した部分に絞って説明させていただきます。委員の皆様にご検討していただきたいのは、各分野の(4)課題の部分です。これが今後、分野別の課題と方針につながっていきますので、皆様から見て足りない視点や、先程のまちめぐりにご参加いただいて気付いた点等があれば、ご意見いただければと思います。</p> <p>まずは「土地利用」です。1ページの右下、図1-3「用途地域」の比較は、前回の資料と内容は同じですが、見せ方を変えたのでオレンジを</p>
-----	--

塗っています。3ページ(4)課題として「土地利用・高度化」には4点挙げておりますが、2つ目「産業用地の創出・雇用創出」について、土地利用の誘導だけでなく、「用途地域の見直しや」という部分を加えました。「東久留米市は準工業地域などの産業系用途地域が少ない」というご意見を踏まえ、文言として反映しました。4ページ「拠点形成」の課題として3点、前回は駅前拠点についてのみでしたが、「新たな拠点の形成を目指してほしい」というご意見を踏まえ、上の原地区の更なる強化として「活力を創出する拠点の形成」、その他地域における「新たな拠点の形成の検討」を加えました。

続いて「交通」です。6ページ「社会情勢など」に「地域公共交通活性化再生法の改正」について加えました。地域が自らデザインする地域の交通や、地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実により、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組が推進されています。7ページ「道路」の課題として次ページにかけて5点挙げておりますが、前回ご提示した「道路における歩行者・自転車の安全の確保」という課題について、道路法の改正等を踏まえ、歩行者空間・自転車空間それぞれについて施策を展開する必要があることから、歩行者・自転車を分け、「歩行者のための交通環境の整備」及び次の8ページに「自転車交通のための環境整備」といたしました。8ページ中段から「公共交通」の課題で2点挙げており、「次世代の交通技術への対応」を加えました。これは、自動運転等の科学技術の進展に伴い、都度、交通施策・方針の見直しが必要になることを踏まえたものです。現時点で、交通分野における科学技術の未来像は、国や都においても検討中ですが、社会の動きに合わせて柔軟に対応できるような方向性を計画書では示したいと考えています。

続いて「水と緑」です。11ページ「社会情勢など」に「グリーンインフラの推進」を加えました。グリーンインフラとは社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用していく考え方です。コンクリートやアスファルトといった土木基盤をグレーインフラと呼称し、グリーンインフラはそれと対比されることがあります。12ページから「水」の課題として1点、「公園・緑地」の課題として2点、13ページからは「農地」の課題として2点挙げております。

続いて「住環境」です。14ページ「公的住宅団地の入居開始時期」というグラフを加えました。前回資料は表での一覧のご紹介でしたが、入居開始時期を視点にすると昭和40年代入居の団地が多いことを、視

覚的にわかりやすく説明する図としました。17ページ「社会情勢など」に、いくつか加えております。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は、住宅セーフティネット法とも呼ばれ、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者への住宅確保を促進するものです。「地球温暖化対策計画」は、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成28年に策定されました。「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は、建築物の省エネ性能の向上のために規制・誘導を図ったものです。18ページからは「住宅」の課題として3点、「生活環境」として次ページにかけて2点、「景観」で2点、最下段「低炭素化」は、前回資料では「水と緑」の分野の「環境」に関する課題としていましたが、施策としては実質的に公害やエネルギー関連等に関することが中心になるため、「住環境」の分野の「低炭素化」という項目として整理しました。内容自体は前回からの変更はありません。

続いて「活力」です。20ページ「現況」に「市内の就業者の状況」「事業所数（民営）」というグラフを加えました。市民の方が市内で就業する割合は、減少傾向にあります。事業所数は、横ばいとなっています。21ページ「財政状況」として、平成30年度「目的別歳出額の内訳」「性質別歳出額の内訳」を加えました。財政は、目的別歳出の内訳では民生費が、性質別歳出の内訳では、義務的経費のうちの扶助費が増加しており、少子高齢化などの影響で、今後も増加していくものと思われます。22ページ「社会情勢など」に「経済活動のグローバル化」を加えました。中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応として、国では、外国人を労働力として活用する動きが始まっており、本市でも徐々に外国人労働力が増加すると考えられます。23ページ、「産業」の課題で2点、1点目は前回「地場産業」という文言だったのを「地域産業」に修正し、「スタートアップ企業の支援を推進して欲しい」というご意見を踏まえて、検討のポイントとして記載しております。「観光」の課題で1点、こちらは「文化のまちづくりの推進」についてのご意見をいただきましたので「地域資源の保全と活用との両輪による文化・観光まちづくりの推進」と表現を修正しました。「市民協働」の課題は1点となっています。

続いて「安全・安心」です。26ページ「社会情勢など」に、犯罪の近年の傾向として、「特殊詐欺や社会的弱者に対する犯罪の増加」を加えました。27ページから次ページにかけて「防災」の課題で5点あげており、5点目に「適切な避難場所・オープンスペースの整備」を加えま

	<p>した。将来の人口構成の変化や多発する水害への対応として、避難場所やオープンスペースについて地域毎に偏りのない防災環境を整えていく必要があり、前ページの3点目の課題「公助と連携した地域の自助・共助体制の構築」にもつながるのですが、都市復興の取組の検討が必要となると考えています。「防犯」の課題には2点。1点目に「まちの死角・暗さを解消するための防犯まちづくり」を加えました。前回資料ではすぐ下の「警察や防犯ボランティア団体等と連携した継続的な防犯対策」という課題のみでしたが、道路の見通しの確保や死角の解消、秩序ある空間の創出など、ハード面の対策が無かったため追加しています。</p> <p>これらの課題をもとに、今後分野ごとに対応の方針や取組を検討していきます。委員の皆様から見て足りない視点や、気付いた点等があれば、ご意見いただければと思います。資料の説明は以上です。</p>
委員	今後新たに課題と思われることが出てきたら、どうすればよいですか。今日説明を受けただけではほとんど理解できないと思いますが、課題の検討は済んだことになってしまうのでしょうか。
委員長	事務局いかがですか。
事務局	今後議論を行っていく必要があると思います。委員の方からご意見いただければと思います。
委員長	どなたかご意見はありますか。
委員	検討していく中で新たな課題や気づきが出てくるので、「現時点での課題の整理」というまとめ方でよいのではないのでしょうか。
委員	わかりました。とりあえず今日は、今の時点で考えられる課題までの整理ということで、新たな課題は事務局にメールする形で進行するというで再確認させてください。
事務局	メールを受け取れない方については、文書等で進めさせていただきます。
委員長	都市計画課から全員へ周知し、それに対して返信という形にさせていただきます。
委員長	それでは、議題に戻りまして、まずは土地利用についていかがですか。
委員	課題の2つ目の【検討のポイント】に「事業者の活動しやすい」という表現があります。事業の形態はいろいろありますが、どのような事業体を考えているのでしょうか。コロナの影響でIT系が変わってきてい

	<p>ますが、工業、商業など、どのような事業体を持ってくるかによっても地域割りが変わってくるのではないのでしょうか。また、東久留米の中で一番生産性のある、リードしている事業があれば教えていただきたいです。</p>
委員長	<p>用途地域の視点から、まずは事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>「用途地域の見直し」と赤字で書いているところで、まずは準工業地域が市内に5%しかないということもありますが、工業系などだけではなく、そのほかにスタートアップ系企業の事務所やテレワークオフィスなど幅広く検討をしようと思っています。事務所の中でも住居系用途地域では制限などもありますので、検討したいと思います。生産性などは明確にお答えできませんが、少なくとも、今ある企業については、まずは事業活動が継続できる環境を整えていけるようにと考えております。</p>
委員長	<p>今すぐお答えすることが難しいと思いますが、非常に重要な視点だと思います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>文言として表現するなら「いろいろな事業者」ということになると思いますが、用途地域の分け方から考えてしまうと、あぶれてしまう事業者も出てきてしまうのではないですか。どこから見直していくのが適切なのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず用途地域が変わらないと、適正な事業が展開できないということがございますので、最終的には用途地域の管理になりますが、その前段階として、まずは地域ごとに適正な土地利用、将来的な用途を踏まえて検討していきたいと思っております。そのために既存の事業者の活動状況を踏まえ、どのような事業がそれぞれの地区に必要なか、といった点について、ご意見いただければと思います。</p>
委員長	<p>具体的な場所についての議論は、後の回次で行われる「地域別の課題」の検討のなかでの議論になるかと思えます。</p>
委員	<p>事業者がモザイク状に立地していくのは、非常にまとまりがない土地利用になると思います。まちによっては施設や事業の場所を決めている形態もあります。東久留米で一番広い事業者は昔から営んできた農業者なので、その動向が大きいかと思えます。</p>
委員	<p>資料2の4ページ、拠点形成の課題について、3つに分けてまとめたいただいております。2つ目に記載されているように、上の原地区に特徴ある大型施設を誘致できたことは良かったと思います。具体的には、スパジウムは東京では非常に有名なスポットになっていて、電車で訪れる人もいれば、朝霞台駅からも東久留米駅と同様にバスで送迎してい</p>

	<p>ます。いろいろなお風呂があって、ゆっくり楽しめる施設です。それからコロナでテレワークの方が増えているということで、ビバホームも非常ににぎわっています。これら二つの大型施設は、この地区において活力を創出するのに有効であると思います。</p> <p>一方で、その下の方に書いてある【検討のポイント】で、上の原土地利用構想における目的である「自然と調和した」場所にすることが、まだできていないと思います。具体的には、湧水はないようですので、公園をつくって回遊性を持たせて、一日遊べて、お弁当を広げられるような場所をつくるというようなことかなと思っています。</p> <p>それから、その次の課題に「新たな拠点の形成の検討」ということで、工場跡地や、何か決まった土地があればいいのですが、なかなか難しいのかと思います。例えば、滝山団地について、分譲部分は難しいということであれば、賃貸部分のみでも新たな拠点の形成の場所として考えたかどうかと思います。コメントをいただくとありがたいです。</p>
事務局	<p>滝山団地の賃貸部分については、URにおいて、活用の計画を考えていくと聞いています。分譲につきましてはいろいろな課題がありますので、それを含めて都市マスに記載できればと考えております。</p> <p>上の原地区につきましては、区画整理で整備していたところがあるのですが、武蔵野の風景として、もともとの雑木林を残した公園等を整備しています。まだ東側の方の土地利用が未定となっているので、ご意見いただいた視点でも、今後、協議する必要があると思います。</p>
委員	<p>駅前について、思うところがあるので申し上げます。東口のロータリーをつくる時に、北口の既存の一番賑やかな元からある商店街と、うまく連携できなくなってしまったのですね。なぜかという、駅に沿って2階建てのモールをつくり、そこに商業施設が入り、そこを經由して駅に来るようにしたからで、東口にロータリーができて北口の賑わいがある商店街と連携していないのです。分断されてしまったことにより拠点としての機能を損なっていて、役割を果たしていないように思います。</p> <p>その点に加え、東久留米の駅前が他に一番負けているのは、大規模な商業施設だと思います。ひばりが丘駅には西友とパルコがあります。清瀬駅にもデッキでつながった西友があります。東久留米市にはヨーカドーがありますが、いかにも遠くて駅から人が流れていくという形ではなくなってしまっている。せっきゃく400%の容積がある商業地区になっているので、その辺を有効に活かせるように、西口に大型施設を誘致するということを目指した方がいいと思いますが、いかがでしょう</p>

	か。
事務局	北口について、おっしゃられるような課題は認識しております。そのあたりは今の都市マスでも商業環境の整備と機能の適正化に取り組むとございますので、今後、地域別の課題の中で検討していきたいと思えます。西口は、今はマンションが多くなっています。大規模商業施設はなかなか難しく、例えば1階にコンビニが進出しても撤退してしまったということもあります。
委員	今日まちめぐりで挙がったのは、西武線の高架の問題です。東京都の方でも今後20年間で東久留米―清瀬間で複線化して高架にする事業計画があると聞いております。線路を高架化した結果、石神井公園がガラッと変わったという事例もあるので、20年先を見ていったときに、計画の中でその整備の効果をどう見込むか、どういうふうな構想にするのか、これは横断する東西の道路にも関わってくると思えます。大きな鉄道の形態が変わるということであれば、まち全体が変わっていくのではないかなと思えますので、それを念頭に置いて今を見ていただけたらと思えます。
委員長	その辺はご指摘の通りです。ありがとうございます。
委員長	3ページの「未利用地や空き地の活用」について、防災と関連すると思えますが、今ある未利用地部分を防災的にどう有効活用するかという話があってもいいかと思えます。防災の方には未利用地の活用が書かれていませんので、土地利用のところにそのような視点が入っているといいと思えます。
委員	都市計画道路と残したい市の財産の関係について、マスタープランの中で方向づけすれば都市計画に反映されるのではないかと思えます。時代は様変わりしているので、本当に必要なのか、見直しの余地はないのか、そういった視点で見ていただいて、変更ができるのなら変更の姿をマスタープランに載せれば、今後、市の行政もしやすくなるのではないかと思えます。
委員長	ありがとうございます。7ページに書かれている話だと思います。皆様、歩いて実感されたと思えます。続きまして、交通の話が7、8ページにございます。道路と公共交通について、いかがでしょうか。
委員	巡回したときに小平のお墓と村野家住宅が隣接している所があり、市の境界にあたると聞きました。東久留米市としては村野家住宅の歴史的資産を残すような形である一方、小平市としては霊園として使っており、境界として違和感がありました。 もう一つ、駅前から電柱をなくして自転車レーンをつくっていますが、

	<p>新座市に入ったところで無くなってしまう。都市計画的には仕方がないかもしれませんが、利用者からは重要な問題だと思います。これからのマスタープランをつくる時に市の中だけを考えるのではなく、隣接市の考えをお互い共有して、整備した方が効果的だと思います。境界線の向こう側がどうなっているかという視点を、今後、東久留米市は気にかけていく。隣の市と協議会を持ち、連携して複合的なマスタープランをつくっていくと訴えていけば、全国的にも「うまくやっているな」と認知されるのではないのでしょうか。その視点を、もし入れられるのなら入れていただくとよいと思いました。</p>
委員長	<p>私もある市のマスタープランをつくっているときに、隣接市を全部つなぎ合わせてみたことがあります。隣接市を貼り合わせてみましたが、どうしても難しい。</p> <p>防災においても全く同じで、連続しているところで復興を考えなくてはいいませんが、今のところも全く整合していない不具合があります。今、この中ですることは難しいが、配慮が必要だということは委員のご指摘通りだと思います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>「広域的」といった場合、多摩地区と連携するよう東京都から指導されていると思います。東久留米の立地条件は、すぐ隣が埼玉県であるため、東京都と埼玉県でどう折り合いをつけるのか非常に悩ましい。考え方にずれが生じたときは、市民ネットワークで調整せざるを得ないと考え、今まで動いてきました。両方に話を持っていけるパワーのある人がいると、一気に片が付くのかなと思います。</p> <p>また、黒目川の神宝大橋の向こうからは景観が全く異なる。河川整備についても速度ややり方が異なりますが、国が音頭をとることはできません。隣接市と話し合う必要があり、非常に難しい問題だと思っています。</p>
事務局	<p>埼玉県と東京都の関係は、今お話があったとおりだと思います。自転車レーンのお話ですが、都内の市町であれば連続して整備されているということになりますが、警視庁と埼玉県警の考え方にずれがあるのは事実で、ご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>今の件についてフォローします。各自治体が近隣自治体と調整はしています。実際お金を出して作るのはそれぞれの自治体です。市は少しでも良くなるよう近隣自治体に粘り強く言っていただいて、見える範囲は同じようになってほしいという気持ちです。</p>
事務局	<p>歩道の幅員が都内は3.5m、埼玉県は4.5mという実態があり、過去、調整してきていますが、新座は歩道の中に自転車レーンがある仕組</p>

	みと伺っています。
委員	役所同士がやっていくには問題があるので、市民から盛り上げていく必要があると思いました。東久留米にはボランティア団体が沢山ありますが、なかなかネットワークしていかない課題があります。今あるボランティア同士をつなぐネットワークを伸ばしていくこと。もうひとつは、期間を区切り、イベント的・社会実験的に自転車レーンを延ばしてどうなるのかということ、市民が盛り上げてできるといい。こうした具体的なスモールステップを踏んでいくことも、ひとつあるのではないかと思います。
委員長	なかなか都市マスには書きにくい話なので、別のところで議論が必要かと思いますが、よろしく願いいたします。地域の公共交通などについてはいかがでしょうか。
委員	公共交通は電車とバスがありますが、デマンドバスはどのような状況でしょうか。東久留米は人数を集めて運行する方式のようですが、コミュニティバスもありかなと思います。いろいろな場所にいろいろな施設が広がっているので、便利に結ぶバスがあるといいなと個人的に思いますが、方向性はいかがでしょうか。
事務局	過去にコミュニティバスの検討もされた経緯があります。路線バスにおいては、車両制限令により運行できる道路幅員が定められておりますが、道路幅員が不足している道路が多いため実施できないことから、デマンド型でタクシーに近い形態で、登録制・予約制で運行しています。今年の3月から開始し、コロナの影響で利用者が伸び悩んでいましたが、最近はやや増加傾向との報告があります。5年間の期限付きで実験を進めており、こういったデータが得られるかによって今後の方向性を検討することになっています。
委員	現状についてデータはありますか。デマンドバスが定着しているところ、廃止したところ等もあると思いますが、お聞きしたいのは、現状、市全域をカバーしているシステムなのを、地域別に動くシステムにはできないのでしょうか。需要過多を避け、運営し続けることができるのではないかという感じがしているので、データを確認してみたいです。
事務局	データにつきましては、後日お渡ししたいと思います。
事務局	市のデマンド交通は前回の資料をお持ちいただければと思いますが、自宅と市内32か所にある各乗降場を結んでいます。申込者に制限はありますが、どこからでも乗降場に向けて利用することができます。
委員	デマンドバスは市外にも行きますか。
事務局	小平市の公立昭和病院と、東村山市の多摩北部医療センターの2か所

	には行っています。
委員	墨田区と台東区のコミュニティバスを調整したことがありますが、頑として隅田川を渡りませんでした。外国人をはじめ多くの人を使うのに、一年以上やってもだめだった。東久留米市は市民が必要としている病院等には行っているということで素晴らしい。この中に記せばいいと思います。
委員長	ありがとうございます。次のテーマは12、13ページの「水と緑」という課題についてご意見をお願いいたします。
委員	東久留米の落合川は、東京都の水質類型指定で平成29年に見直されAA評価となっています。AAというのは東京では多摩川源流、平井川や秋川と同じレベルで、都市部の河川で付いたのは初めてです。このAAを維持するためにどうするのか。池袋から近いところで、奥多摩と同じ質の川があるということは非常に希少な財産だと思っています。また、すぐ隣の黒目川はAランクということで、これもしっかり守っていただきたい。事業系の排水が流れているところも若干あるので、改善もしていかなければAAが維持できないかもしれない。都市河川で稀なAAを存続させるために、書いていただければと大変良いと思います。
委員長	ありがとうございます。是非とも追記してください。
委員	落合川の近くに住んでいます。毎日犬の散歩をされていて気づくことは、川の水自体は非常にきれいですが、水が見えないくらいに背の高い雑草が茂っていることがあります。時々草刈りされていますが追い付かず、川の流れが見えにくいところが広がってきています。東京都さんのお仕事になるかもしれませんが、対策はどのようなになっているのでしょうか。ご認識はありますでしょうか。
委員	東京都も河川の整備予算がなくなり、5年ほど前は年1回しか草刈りをしていませんでした。今は大体年2回、黒目川、落合川のところまで一緒にやっていただいていると聞いています。草が茂るということは、景観はどうかわかりませんが、いろいろな生き物にとっては役に立っている場合もあると思います。フェンスがあるため入って草刈りをすることはできないと思いますが、僕らがやっている憩いの水辺では、落合川で、ボランティアで毎月第1、3土曜日に整備させていただいています。東京都とも話し合っ、整備することをやっています。参加する市民がもっと出てくればどんどんまちがよくなるのかなと思います。
委員	私も朝、落合川を散歩するので、とてもいいなと思っていたのですが、最近、不動産屋さんが自由学園の跡地で新しく宅地の販売を始めたので、チラシを見てみると、普通の住宅メーカーが供給するようなステレ

	<p>オタイプな家でした。例えば落合川沿いに建つ家には景観ガイドラインを設け、川沿いに開けた建物を誘導したり、沿川の店舗を支援をするような仕組みをつくり、河川の景観をより良くしていくことも必要ではないでしょうか。</p>
委員長	<p>重要な視点ですよ。河川の景観はこの地域の独特なものだと思うので、うまく保全・活用していければと思います。景観については19ページにありますが、富士見の眺望や駅前の景観以外にも、河川景観というのもひとつの視点としてはあってもいいのかもしれない。地域資源をどう活用するかという視点で、追記をお願いします。</p>
委員	<p>12ページの公園緑地について、多くの公園についてはボール遊びができませんが、ボール遊びのニーズは非常に高いものがあると思います。適切な維持・保全とありますが、整備・再整備の視点で「ニーズにあった公園整備を進める」といった文言を入れていただくとよいと思います。</p>
委員	<p>氷川神社まで続く落合川を自治会として毎月4週目の日曜日に、会員が集まり、子どもたちが遊ぶことができるような状況にしています。第一小学校の方から流れてきていて、大勢の子どもたちが遊びに行っています。自治会の方がきれいに清掃してくださっており、住民としてやるのが大切だと思います。</p> <p>自治会報で呼びかけることで、各家庭から皆様出て、きれいにして下さい。幼児と親と一緒に入ることで一時的に遊び、憩える。そのあと公園へ行って身体を乾かせるような環境をつくりました。事故が起こらないか、草が伸びてしまって子どもがどこにいるかわからない状況になる怖さから、地域の人が川の両側から見張っていて下さる環境をつくりました。</p> <p>この時期は特に川に入りたがるので、お父さんお母さんも少しずつ入って危なくない指導をして下さっている。地域住民が当たり前だと思わず、みんなで育てようという環境をつくっていくことが必要だろうと思っております。現状は、川の両側は子どもの背丈ほどの草が生えていると、自然と住民が刈ろうねと言い出すような地域づくりをしなければならぬと思います。事故が起こると終わりになりますので、そうならないように。氷川神社の下のところからは、その自治会の人たちが何か活動をしているみたいです。日曜日にでもご覧いただければありがたいかなというところですが、誰かに頼むというより地域住民がみんなで育てるという気持ちで、みんなで力を合わせてやっていく方向を認めていただくとありがたいかなと思います。そういうことを</p>

	<p>やっている自治会があることを、歩いてみてくださればありがたいと思います。河川も広くなりましたので両端に花を植えたりしながら、河川の水の中は遊びを教えていくようなことまで自治会としては力を入れています。氷川神社から下の方は魚をかわいがって育てている人がおりますので、そういう方の協力も必要だと思います。</p>
委員	<p>補足します。氷川神社から北、みどり橋まで、毎日曜日に子どもたちが朝6時くらいからゴミ拾いを10年くらい続けています。落合川はゴミがなく、他から来た人がゴミを捨てるのがはばかれるようになってきているのかと思います。子どもたちは頑張っているのに、大人が捨てるのはおかしいと言えるような東久留米の状況になっています。</p>
委員	<p>落合川の湧水の部分に立入禁止と書いていますが、人が入っていて犬まで入れていることがあります。夏は20組くらいがテントを張っており、貼り紙はほとんど効果がない状況です。</p> <p>もう一点、市では秋に市民祭りと七福神めぐりがあり、私が所属している団体もボランティアで数年参加していますが、参加人数が減ってきています。かつてはすれ違いきないくらい来訪者がいましたが、今は少なくなり、出店も歯抜けになっている状況で、七福神も五千人近くから二千数百くらいと半分に減っています。大きな店も人が減ってくると出せない状況だと思います。</p> <p>まちの景観づくりとして川を軸に考えるなら、その利用・管理状況が適切かどうか重要です。倉敷はいかにも昔からあるように家ができており、角館も建物の色彩などを制限し、江戸末期にあったような雰囲気をつくっている。まちのつくり方はしっかりコンセプトをもって、こういう形にしよう、とすることが大切なのではないかと思います。</p>
委員長	<p>その方針が、これからこの都市マスに入っていくのだと思います。</p>
委員	<p>今日まちを巡っていて、農地の保全ができないか非常に気になりました。現実的に農家の方は相続税が重荷になっており、納税の猶予を受けて農地を残していく制度も、条件が厳しいことも頭に入れて、「農地保全」をまちづくりの中で謳っていく方がいいと思います。</p>
委員	<p>空き家対策は防犯・防災も絡めて対策を考えなければいけないと思いますので、補足をお願いします。</p>
委員	<p>「空き家が問題」とだけ書くと語弊があります。どちらかというと、「管理不全の空き家が周辺環境に悪影響を及ぼすこと」が課題なのだと思うので、誤解を招かない表現にされた方がよいと思います。</p>
委員	<p>例えば、空き家を壊した廃材が連絡の取れない方の敷地内に放置されていますが、どのように対応すればよろしいでしょうか。</p>

事務局	環境に対する空き家の課題ということであれば、担当は環境政策課になりますが、具体的に教えていただきたいと思います。
委員長	住宅マスタープランでは、どのような対応になっていますか。
事務局	住宅マスタープランは以前ありましたが、計画期間が過ぎてしまっています。
委員	東久留米市内に、最低居住水準を下回る住宅はありますか。豊かな市域ですから、マスタープラン上はそういった住宅を無くすというのを目標にするのも一つかと思います。
事務局	どこがというのは把握していませんが、あると思います。前回、敷地面積の最低限度の話が出ましたが、清瀬市などでは確かにそういった規制があります。そこまでやれるかは分かりませんが、検討の一つかと思います。
委員	視察の一番最後に住宅街の切り立ったところを見ましたが、あんなにすごいところを見たことがありませんでした。市内の老朽化している住宅についての項目を入れていただくことが、防災・防犯上必要かなと思います。
委員長	27ページ、「防災」のところに書いていますが、「住居」の項目にもそういった視点が必要なのでしょうね。ご指摘ありがとうございます。
委員	18ページ、「公共施設・生活関連施設の整った環境づくり」というところで、先日、文化ホール、まろにえホールを拝見して、時間が悪かったのかもしれませんが、活用されているように見えませんでした。今後建て替え工事が予定されているということで、終わってから一段落してまた考えていく感じになるのかと思いますが、現状どのようになっていますか。
事務局	公共施設マネジメントの方向性は、集約化もしくは複合化になっているところで、改修の計画はありますが新たな整備の計画はないのが現状です。
委員	19ページ「富士見の眺望を軸にした駅周辺の景観の維持」について、地区計画で高さ制限がかかって景観維持はされていると思いますが、ここで書かれていることには何か意図がありますか。
事務局	市民アンケートでも富士見の景観の満足度が高いことがあり、「引き続き守っていく必要がある、地区計画による規制を継続する」という意味から入っています。継続であって、新規ということではありません。
委員	「低炭素化」について、地球温暖化の問題がありますが、太陽光などの自然エネルギーを使うという視点をもう少し入れてほしいと思います。

委員長	<p>省エネ、自然エネルギーなどいろいろキーワードはあると思いますが、もう少し盛り込んでいく必要があるかと思います。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>続いて20ページ「活力」の部分です。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>23ページ「観光」を記載されていますが、来訪者と地域の交流の場は東久留米にはないと思います。ただ来ただけで、そのまま帰ってしまう。案内人もいない。そこに行けば東久留米にどういうものがあるのかがわかる交流の場、施設、話せる人、案内できる人が必要になってくると思います。</p>
委員	<p>せっかく良い資源があるのに、情報発信があまりされていないと思います。ゆくゆくは駅の中に観光案内所ができると、最高だと思います。情報をどんどん発信していただけたらと思います。</p>
委員	<p>観光まちづくりの推進ですが、2年前に越してきたばかりで、今まで市民の方たちが協同で作りに上げてきた文化というものを今知った部分もあります。例えば多摩地区でいいますと、地域・NPOが主体となってまちの特徴づくりに向けて、地域の人たちが集まってくるようなシステムをつくっていく。東京都の文化創造拠点をつくるというようなことが、市の外から来る人たちへの文化発信になったりしています。今伺った中で、東久留米の中心の水と緑の区域で既に活動されている市民の方たちがいて、どんどん機運が高まってくればいいですし、あるいは新たに入居された人たち、新規でNPOを設立したいという方たち、文化活動を新たに盛り上げていきたいという方たちに向けた支援という意味で、東久留米としてできることはないかという模索点は必要かなと個人的に思います。この中に検討のポイントとして文言をプラスアルファして、新しく機運をつくっていくというような表現が欲しいです。</p>
委員長	<p>都市計画のマスタープランですので、深いところまで記述することは難しいかもしれません。都市計画の視点での方針を示す場なので、ご意見をいただいたうえで、取りまとめの段階でまたその部分をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員長	<p>続いて、「安全・安心」のところでご意見ございますでしょうか。土砂災害警戒区域を見て歩きましたが、先ほどの防災協力農地、未利用地をうまく活用するという視点も入れていただければと思っております。水害リスクの話も、農地の保全にもおそらく関係してくるところだと思いますし、いろいろなところとつながりが出てくる部分だと思います。防犯のところは追記をいただきまして、そのほかはいかがでしょう</p>

	か。
委員	<p>最後の方に書かれているグリーンインフラという言葉は、計画書のいろいろな部分に出てきていい言葉だと思います。まちづくりに国としても力を入れているのがグリーンインフラです。本来は雨水対策の視点から入ってきたものだと思いますが、今は「水と緑」は全部一緒になって、まちづくりの指針の一つにグリーンインフラは位置づけられているということです。</p> <p>7月にあったグリーンインフラに関するネット会議も、多数の参加がありました。今までと違ったマスタープランの作り方、各市でもグリーンインフラの作り方をどういうふうに取り入れるかを考えている最中と聞いておりますので、是非とも都市マスの中でもグリーンインフラが根底となるようなものをしていただきたいです。</p>
委員長	<p>ヨーロッパでは特にそうですね。水害などの関係もあり、グリーンインフラの話は海外では当たり前の話になっています。都市マスについては、見せ方のところもあると思います。土地利用や防災などいろいろなところが出てきているので、まとめていく中で、見せ方を考えていきたいと思います。</p> <p>追加でございましたら、メールか郵送でご指摘いただければと思います。次の議題に行かせていただきます。</p>

4 地域区分について

事務局	<p>[資料3の説明]</p> <p>それでは、資料3について説明します。資料3は、各地域の実情に応じた将来像やまちづくりの目標を示す「地域別構想」を作成する上での、地域の設定「地域区分について」の考え方をまとめたものとなります。まず基本的な考え方として、国が地方公共団体に対する技術的助言として示している「都市計画運用指針」において、薄い青で色付けした箇所のように「地域別構想の地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置付ける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。」と記載されています。下の二つの資料の抜粋は、まちの最小単位の考え方等ですので、説明は省略します。</p> <p>現行の都市マスでは、ご覧のように都市計画運用指針の趣旨を踏まえ、地域毎の特色を活かしたまちづくりを目指し、また、中学校区域は、住民にとってコミュニティの単位として身近でわかりやすいことから、</p>
-----	--

	<p>市内7つの中学校区域を基本とし、東久留米駅周辺については、市内で最も拠点性が高いことから、駅東西を一体に捉え独立した1つの地域とし、全部で8つの地域としています。</p> <p>他の考え方としましては、ご覧のように現行都市マスでは、生活関連施設の利用圏域として、公共公益施設が立地している、大門町、ひばりが丘団地、滝山を東部（西武池袋線から東側）、中部（西武池袋線から小金井街道まで）、西部（小金井街道から西側）の3つを圏域としています。</p> <p>この考えを基に地域区分を3地域、または、駅周辺を独立させた4地域とすることが考えられます。</p> <p>次ページには、この考え方で想定されるメリット・デメリットを示してあります。事務局としましては、公共施設マネジメントにおいて、義務教育施設を地域の拠点施設として有効活用する方向性が示されていることや、現行の地域区分を利用している他の計画への影響、また、現行の各地域が地域毎の特色に応じた方針を位置付けており、各施策の継続性を維持することが望ましいと考えられることから、現行計画の8地域を引き続き踏襲することを、第一案として検討したいと考えています。資料についての説明は以上となります。</p>
委員長	「2ページの現行の8地域区分でどうか」という事務局のご提案ですが、ご意見はありますか。
委員	<p>地域区分の基本的な考え方で、第10版の都市計画運用指針とありますが、国交省が第11版を出しています。変わっている部分があるので、ご確認ください。</p> <p>地域別懇談会では既に8区分で考え、計画しているのだと思います。昔は村単位として別の区分がありましたが、現在は8区分の地域が定着していると思います。</p>
委員	地域割りは良いと思いますが、川沿いの地域づくりという線引きも一つ可能性としてあると思います。8区分と重ねて、さらに特色ある区域を入れたらどうかと考えています。
委員	東久留米は水と緑の軸といった形でネットワークをつくるとなっておりますので、これは次の段階かと思います。ネットワークの中でどのように人を集めてコミュニケーションをとっていくかということが、マスタープランの中に感じられればベターかと思います。
委員長	いただいたご意見については、次のステップのところで議論させていただければと思います。

5 地域別懇談会の実施について

事務局	<p>[資料4の説明]</p> <p>それでは、資料4について説明します。</p> <p>「1. 目的」は、ここにありますとおり「地域別構想の検討材料とするため、地域の課題とニーズなどを把握する。都市計画マスタープランの改定について周知を図りつつ、意見交換を通じて市民意向を把握する」こととしています。</p> <p>「2. 実施概要」についてもご覧のとおり、改定期間中に3回実施を考えております。今回は、この12月から1月にかけて行いたいと考えている第1回目の地域別懇談会について、実施方法を決めたいと思います。地域別懇談会で使う資料や流れは、次回、第3回委員会で検討していただきたいのですが、11月15日号の市広報にて開催のお知らせ等の記事を載せたいので、今回、実施方法についての検討をお願いいたします。</p> <p>「3. 対象は」ご覧のとおり。「4. 募集方法」も記載のとおりです。</p> <p>「5. 意見聴取について」は、この後説明する実施方法(案)での意見聴取方法の補足として考えているものです。</p> <p>「6. 実施方法」についてです。本来ですと、こういった地域別懇談会などの実施方法は、どうやったら市民意見を多く取り入れられるのか、他自治体でも工夫をこらしているところで、資料にも①から⑤の実施方法を記載しているのですが、このコロナ禍の中での実施方法(案)として、事務局としましては資料に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から説明会方式とし、また、参加できない人へのフォロー策として、説明会で用いた資料をパワーポイントなどでまとめ、説明音声を加えたものを市ホームページ上で配信し、メールなどで意見を受け付ける方法で考えています。資料で言うと①を主に、②の方法で補う形です。</p> <p>なお、現在、都市マス改定を行っている他自治体の動向として、東村山市では「地域別まちづくり方針(案)」について、この8月にワークショップ形式で行う予定だったものを、説明会方式に変更して開催しており、また、昭島市においても、「地域別まちづくりに関する意見調査」として、説明会ではなくアンケート方式で実施しております。参考として③から⑤にその他の方法を記載してございます。</p> <p>「7. 各方法のイメージ」、こちらには各開催方法の実施イメージを記載しております。「①説明会」については、現行の地域区分を基に会場</p>
-----	--

	<p>割りをして、5回に分けて行う予定です。感染拡大防止対策として、広めの会場で、各回20名程度の定員を設けて、ご覧のイメージで行いたいと考えています。日程や流れについては、次回、第3回委員会でお伝えすることになりますが、委員の皆様の中で都合の良い日があり、参加希望の方がいらっしゃいましたら、説明側ではなく、参加者側でご参加いただければと思っています。次ページからは、参考までに他の方法のイメージも記載しております。</p> <p>資料4についての説明は、以上となります。</p>
委員長	<p>2ページ、「①説明会」の方式で行いたいということと、SNSで情報発信を実施していきたいということで、ご意見ありますでしょうか。</p>
委員	<p>説明会は意見交換ができると書かれているので、これがあれば大丈夫だと思います。説明会はファシリテーターの技量に関わってくるということがあり、それだけの人を集めることは不可能だと思います。</p> <p>ワークショップの場合は、地域が凝縮されたところならば可能だと思いますが、広域的なものでは見合わず、主催者もまとめるのが大変なのではないでしょうか。説明会での意見交換を忌憚なく実施、ホームページでも行っていただければと思います。パブリックコメントにも関わってくるので発信は必要だと思います。</p>
委員長	<p>こちらの方法で実施させていただければと思います。8地域ありますので、ご希望があれば参加できるということで、次回ご説明いたします。</p>

3. その他

連絡事項

事務局	<p>次回（第3回改定検討委員会）の開催についてです。新型コロナウイルス感染拡大の状況が不透明ですが、現時点でこの委員会の書面開催は考えておりませんので、感染拡大防止策を取りながら会議形式で行わせていただきたいと思いますと考えております。日程は、11月19日（木）午後2時から5時までの予定で、ここ、全員協議会室で行いたいと考えております。</p>
-----	--

4. 閉会

以上